

市水道局職員の処分決定時

市議側に事実確認せず

市議会で市側答弁

川崎市上下水道局の部長級の男性職員（処分当時59歳）が、多摩区のフロントタウン生田にある生田ふれあい広場の浄水装置をめぐる情報を市議に提供したとみられるなどとして停職1カ月の懲戒処分を受けたこと

に関して、同局が市議側に事実確認をせず処分を決定していたことが24日、明らかにされた。市議会一般質問で、三宅隆介議員（無所属）の質問に対し、大沢太郎上下水道事業管理者は「情報提供を受けた事実の確認を議員にはしていない」と答えた。（竹谷直子）

三宅議員は「状況証拠がそろっているために議員へ情報提供があったと事実認定しているが、認定には状況証拠を裏付ける調査や確認が必要。裏付け調査や確認はしたのか」と質問。大沢上下水道事業管理者の

り顧問弁護士と相談したやりとりを記録した文書について、争訟に関する情報であることなどを理由に公開

していない。三宅議員は「処分を受けた職員が訴えませんが、という誓約書を書いた場合は公開できるのか」とたどしたが、大沢上下水道事業管理者は「公開できない」と回答した。吉沢章子議員（無所属）が、処分量定を決める際に考慮すべき「情報の公共性や公益性」について内部で検討されていなかったことなど3月に本紙が伝えた内容を挙げ「事実か」とたたきつけたのに対しても、大沢上下水道事業管理者は「必要がない内容については確認を行っていない」と答弁。吉沢議員は「任命権者の胸三寸とも言われかねない裁量による処分では職員は萎縮し、『風通しの良い職場風土』から逆行する」と批判した。

市側は、処分決定にあつた